



まちづくり物語

令和4年度の工事施工状況について

幸手駅西口土地区画整理事業の推進につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。令和4年度の工事においては、都市計画道路西口停車場線と区画道路の道路築造工事を行いました。

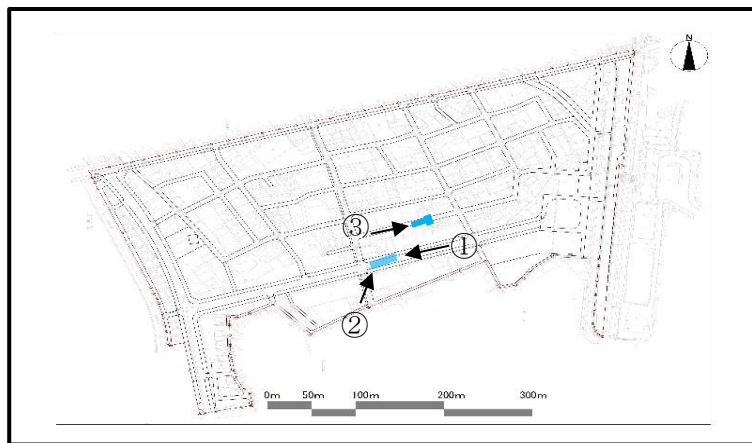
①（都）西口停車場線



②（都）西口停車場線



③ 区画道路6-6号



◆引渡しを行った仮換地の管理について（お願い）◆

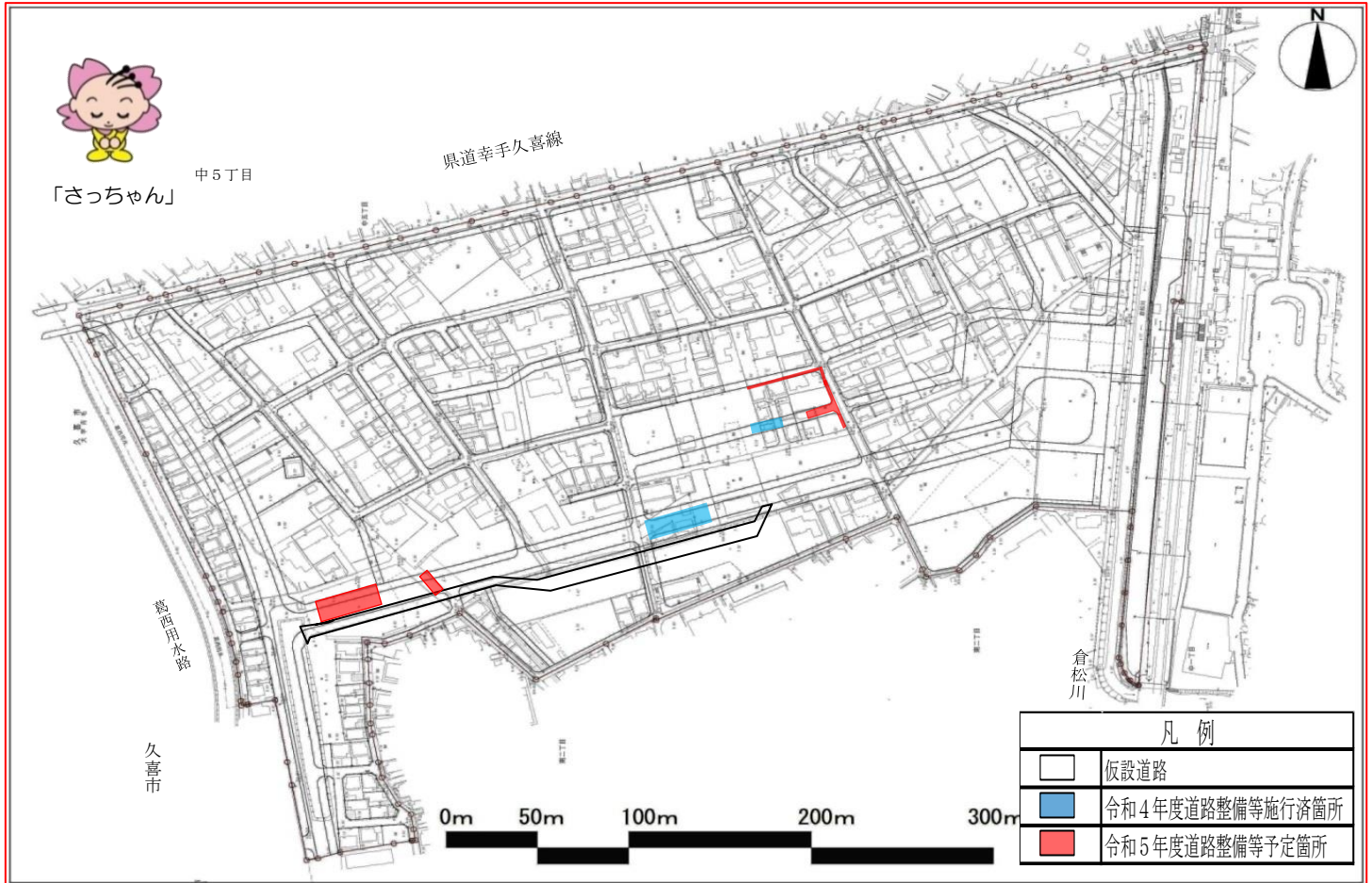
幸手市では、仮換地の指定や物件移転によりご協力いただいた土地について、現在、施行者管理地として管理を行っている土地があり、毎年定期的に除草等を実施しております。

仮換地の指定を受けた権利者の方については、土地に面する道路の整備や宅地の造成が完了し、土地の利用が可能になった段階で、仮換地の引渡しが行われ、その日より土地の管理をしていただくことになります。

土地の未利用（空き地）により雑草を繁茂させたままにしておくと、衛生上の問題や交通事故、火災の原因にも繋がりますので、定期的に除草をするなど管理をしていただくようお願いいたします。

令和5年度の事業展開

令和5年度は、西口停車場線と区画道路の道路築造工事及び物件移転補償を行います。
工事期間中、地域の皆様には大変ご不便をお掛けしますが、交通安全対策等、細心の注意を払って実施しますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。



◆申告や申請についてのお願い◆

施行地区内において、建物の増築・改築や工作物（ブロック塀、浄化槽、コンクリート舗装など）の設置・移設を行う場合は建築行為等の許可申請（土地区画整理法第76条第1項）の手続きが必要になります。

また、所有権移転、住所・氏名の変更、相続、借地権の取得、共有財産の代表者選任を行う方や行っていた方は、各種申請・申告の更新手続きが必要となります。

なお、売買や相続等に向けて仮換地状況をご確認したい場合にも、お気軽にご相談ください。
それぞれ、お手続きが必要な方は下の連絡先までご連絡いただきますよう、お願いいたします。

◆連絡先◆

このニュースについてのご意見、
お問い合わせなどお気軽にお寄せ
下さい。

幸手市 建設経済部 まちづくり事業課
幸手市南2丁目7番3号 幸手駅西口土地区画整理事務所
電話 0480-44-3366 FAX 0480-43-5565
E-mail machizukuri@city.satte.lg.jp